

西之表市監査委員公表第 31 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査〔財産監理（庁外備品管理）の状況〕を実施したので、同条第 9 条の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 11 月 19 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和  
西之表市監査委員 鮫島 市憲

## 定期監査〔庁外備品監査〕の結果に関する報告書

### 1 監査日程 令和3年 11月1日(月)・2日(火)・4日(木)・15日(月)

月 日	監 査 対 象
11月1日(月) 9:00~16:00	経済観光課〔浦田海水浴場・インフォメーションセンター・特産品開発センター・能野海水浴場・開発総合センター・旧榕城中〕 地域支援課〔短期滞在型住宅・現和物産館・立山公民館・旧立山小〕 社会教育課〔テニスコート・天倫館・市営グラウンド・市営プール・開発総合センター・旧榕城中(文化財)〕 教育委員会総務課〔国上小教員住宅・旧立山小・桜が丘駐車場〕 総務課・選挙管理委員会〔旧榕城中〕 財産監理課〔旧榕城中〕
11月2日(火) 9:00~16:00	農林水産課〔卸売市場・農業振興公社・営農拠点施設・牧場・西京ダム〕 建設課〔わかさ公園・フラワーセンター〕 社会教育課〔美浜グラウンド・あっぼ〜らんど・安納球場・青少年ホーム・城之浜公園・図書館・市民体育館〕 福祉事務所〔榕城児童クラブ・子育て支援センター・古田っ子クラブ・風本児童クラブ〕 財産監理課〔市民体育館〕 経済観光課〔安納活性化センター〕
11月4日(木) 9:00~17:00	総務課〔消防署・下西分団・住吉分団・古田分団・中割分団・立山分団・榕城・女性分団・上西分団・野木之平・国上分団・浦田・久保田・湊・伊関分団・沖ヶ浜田・軍場・安納分団・庄司浦・安城分団・現和分団〕 建設課〔立山漁港〕 地域支援課〔旧鴻之峯小・古田中央公民館・榕城校区公民館・上西区長事務所・国上中央公民館・伊関ふれあい交流館・安納区会議所・安城中央公民館・現和中央公民館〕
11月15日(月) 10:00~12:00	社会教育課〔市民会館〕 総務課・選挙管理委員会〔市民会館・旧榕城中〕 経済観光課〔市民会館〕 地域支援課〔市民会館〕 健康保険課〔保健センター〕 高齢者支援課〔保健センター〕

### 2 監査の手続

備品の監査にあたっては、西之表市物品会計規則第7条第1項に定められた備品につ

いて、あらかじめ資料の提出を求め、備品の管理状況等、関係職員の説明を聴取し、備品は良好な状態で供用し得るよう管理されているかなど、通常実施すべき監査手続きを実施した。

### 3 監査の結果

監査に付された各施設等の庁外備品の管理については、所管課指導のもと台帳の整理も含め、年々改善されてきており、概ね適正に管理されていると認めた。

しかし、本年度監査において各施設備品の管理状況や備品の総数についての事前確認等、受検体制も含め、改善を要する事項が見受けられたため、本年度指摘として次に示すこととする。

○車両については、車両ナンバーを記載すること。

○ノートパソコンや草払機等の機器・機械類については、メーカー名を記載すること。

○庁内・庁外を問わず、所管課では不要であっても、他課では必要とする備品があり得るので、備品台帳の有効利用を要望する。

最後に、例年申し上げている事項ではあるが、職員におかれては、備品は地方公共団体公会計制度での資産価値を有するものであることを十分に認識されるとともに、市民と共有の財産であるとの意識をもって管理にあたられるよう強く望むものである。